

保険証券紛失、契約会社が不明な方へ

保険契約の照会

通常、保険契約の照会は各保険会社に本人が直接照会を依頼するか、弁護士による照会となりますが、今回の震災特別措置として、保険証券を紛失したり、亡くなられたご家族の保険会社照会などを生保・損保各保険協会にて保険契約有無の一括調査依頼を行うと発表になりました。

これに伴い、迅速な保険金の支払を受けることができます。

対象者

生命保険：震災により生命保険の手掛かりがなくなられた方

損害保険：山田町、大槌町、大船渡市、陸前高田市、宮古市、釜石市の一部の方

～お問い合わせ～

生命保険協会「災害地域生命契約照会センター」

フリーダイヤル 0120-001731

日本損害保険協会「地震保険契約会社照会センター」

フリーダイヤル 0120-501331

【受付時間】 月～金曜日（祝日除く）9：00～17：00

フリーダイヤルにかけて、加入保険会社の照会后、保険会社へ再度 TEL する流れです。

保険に対する安心の提供

災害関係保険金・給付金の全額お支払

一般的には約款上に災害関連保険金・給付金を削減したり、支払わない場合があると規定されていますが、今回は全額の支払いとなります。

保険料払込猶予期間の延長

申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間が最長6ヶ月まで延長されます。

保険金・給付金等の簡易迅速なお支払

・必要な書類が揃わない場合でも、保険金・給付金の請求を可能としています。

・病院の事情により、被災後直ちに入院できず、かつ、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院した場合は、被災日から入院を開始したものとみなし、その分の給付金を支払う特別取扱を行っています。

地震火災費用保険金の取扱い

地震、津波等を原因とする火災によって住宅・家財に一定以上の損害が生じた場合には「地震火災費用保険金」として保険金が支払われる場合があります。

災害発生日から満期までの保険料の取扱い

今回の地震、津波等を原因として住宅や自動車を滅失された場合、自動車保険や火災保険などの契約を解約する際、災害発生日から満期までの保険料について返還されます。

詳しくは下記協会ホームページをご覧ください。

生命保険協会ホームページ

<http://www.seiho.or.jp/data/other/110312disaster/index.html>

日本損害保険協会ホームページ

<http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/>

税理士榎山直樹事務所ホームページ

<http://www.narayama.com/>